

## 富山県介護支援専門員実務研修受講試験 受験資格等質疑応答集

- (1) 受験地に関すること Q1. ～ Q2.
- (2) 実務経験に関すること Q3. ～ Q15.
- (3) 提出書類に関すること Q16. ～ Q23.
- (4) 実務経験証明書の省略（省略受験）に関すること Q24. ～ Q26.
- (5) その他 Q27. ～ Q30.

### (1) 受験地に関すること

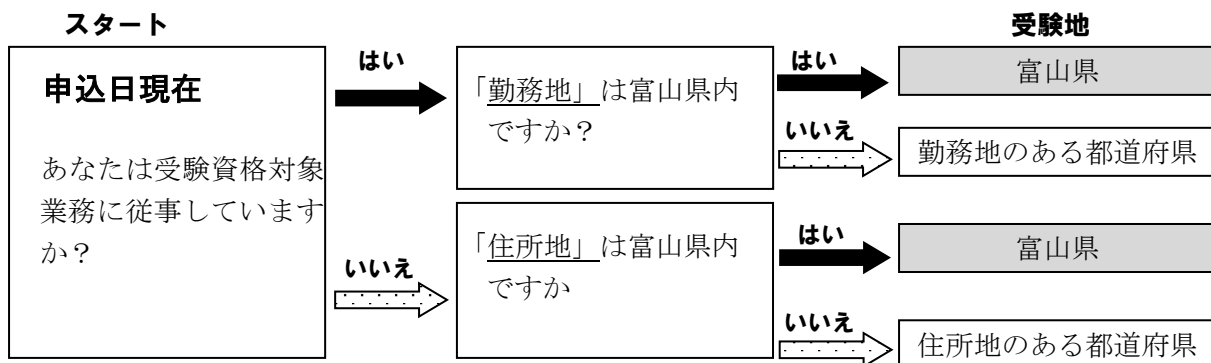
**Q1.** 私は、受験資格に該当する特別養護老人ホームの生活相談員として、石川県内の施設で5年間かつ900日以上勤務しています。受験申込日現在、富山県在住ですが、受験地はどちらになりますか。

**A** 受験地は、受験申込日現在、受験資格に該当する業務の勤務地によって決まります。富山県受験となるのは、受験申込日現在、(1) 富山県内で受験資格に該当する業務に従事している場合、もしくは、(2) 受験資格に該当する業務に従事していないが現住所が富山県内にある場合です。設問の場合は、石川県内で受験資格に該当する業務に従事しているので、石川県受験となります。

**Q2.** 私は、看護師として、富山県内にある派遣会社に登録し、石川県の病院に派遣され勤務しています。受験地はどちらになりますか。

**A** 受験資格に該当する業務を石川県内で行っているので、石川県受験となります。

ご自身の受験地を下図で確認してください。



### (2) 実務経験に関すること

**Q3.** 私は、看護師として4月1日に病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載された免許交付日が4月28日の場合、実務経験として、いつから算入できますか。

**A** 免許証交付日前の期間は算入できません。 実務経験として算入できるのは4月28日からとなります。なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合については、看護師の免許証と合わせて准看護師の免許証を提出していただくことで、期間算入ができます。  
※ 受験資格に該当する国家資格等に基づく業務は、全て資格の登録年月日以降からの期間算入となります。

**Q4.** 私は、看護師として5年間、病院で看護業務を行ってきましたが、その間に1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

**A** 育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

**Q5.** 私は、薬剤師の免許を持ち、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない期間は、受験に必要な実務経験として認められません。よって、この場合は受験することができません。

なお、薬剤師の業務は、調剤・医薬品の供給等をつかさどること（薬剤師法第1条）とされていますので、薬局での処方箋による調剤業務、薬店での一般用医薬品に対する薬事指導を行う場合に受験資格に該当し、化粧品・雑貨等の販売のみを行っている場合については受験資格に該当しません。

**Q6.** 私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1条）。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、受験に必要な実務経験として認められません。

**Q7.** 私は、栄養士の免許を持ち、派遣会社から栄養士として病院に派遣され勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1条）。よって、派遣会社と病院との派遣委託契約において、その契約した業務内容に患者等への栄養指導・栄養管理等が含まれていることを確認できる場合は、実務経験に算入することができます。ただし、この場合は、実務経験証明書の他に、派遣先での業務が、栄養指導・栄養管理を含む国家資格に基づく直接的な対人援助業務であることが確認できる書類（委託契約書の写し等）の添付が必要です。

**Q8.** 私は、県内に多数営業所を開設している民間のマッサージサロンで、あん摩マッサージ指圧師として勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 勤務しているマッサージサロンが管轄保健所に、あん摩マッサージ指圧の施術所として届出を行っている場合は、受験資格に該当します。受験申込みの際には、実務経験証明書の他に、「施術所開設届」の写し（保健所の収受印が押されたもの）を添付してください。

**Q9.** 私は、複数の訪問介護事業所で介護福祉士として勤務していますが、この場合、従事期間及び従事日数の取扱いはどうなりますか。

**A** 同一の期間内に複数の事業所で勤務しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は算入することができます。ただし、1日に2か所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は、「従事日数内訳証明書」をそれぞれの事業所から証明してもらい、「実務経験証明書」とあわせて提出してください。重複して勤務している日を確認した上で、従事日数を確定します。

**Q10.** 実務経験の日数換算について、日をまたいだ夜間勤務は従事日数を2日として換算できますか。

**A** 実務経験の日数換算は、1日のうちで従事した時間があれば、その時間の長さにかかわらず1日勤務したものとみなします。日をまたいだ夜間勤務の場合、勤務した両日も従事した時間があるので2日として換算できます。

**Q11.** 私は、保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。

**A** 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。また、保健師の本来業務ではないため、「保健師」としての受験もできません。

**Q12.** 私は、介護福祉士資格を持ち、市役所の高齢福祉課の非常勤職員として、高齢者住宅の入居相談員をしています。受験資格に該当しますか。

**A** 高齢者住宅入居相談業務は、受験資格に該当しません。  
ただし、介護福祉士として介護が必要な者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務は、実務経験に算入することができます。

**Q13.** 複数の事業所で勤務してきましたが、受験申込みにあたり、これまでの実務経験すべてを申告する必要はありますか。

**A** 受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告いただく必要はありません。

**Q14.** 現在勤務している事業所は、転職して2年目です。数年前に退職した事業所では、5年以上介護福祉士の国家資格を持ち介護の仕事をしていましたが、過去勤務していた事業所だけの実務経験でも算入できますか。

**A** Q13 同様、これまでの実務経験すべてを申告する必要はありません。数年前に退職した事業所の勤務期間のみで要件を満たすのであれば、退職した事業所から出される実務経験証明書だけを提出してください。

**Q15.** 同一の事業所に30年看護師として勤務しています。実務経験証明書に記載する期間は勤務していた30年間全てを記載しなければいけませんか。

**A** 全勤務期間の証明は必要ありません。全勤務期間の内、5年かつ900日を満たす期間分の実務経験証明書を提出してください。

### (3)提出書類に関すること

**Q16.** 令和7年度より前に証明された「実務経験証明書」を提出した場合、実務経験期間として算入できますか。

**A** 原則的には令和7年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験「実務経験証明書」を提出していただかなくてはなりませんが、事業所の廃止等により申込現在において実務経験証明書の証明者が不在の場合については、Q17.を参照ください。

**Q17.** 勤務していた事業所（法人）が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。

**A** 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等を提出していただければ、実務経験として算入できる場合があります。詳しくは、県福祉カレッジまでお問い合わせください。

**Q18.** 私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と国家資格等の免許証に記載された姓が異なります。どうしたらよいですか。

**A** 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本（原本・6か月以内発行のもの）を添付してください。

**Q19.** 看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出しても大丈夫でしょうか。

**A** 看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。登録後の免許証の写しを必ず提出してください。免許証に裏書きがある場合には、両面ともコピーをして、必ずその部分も提出してください。他の国家資格等も同様です。

**Q20.** 私は個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

**A** 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地・開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と被証明者（受験者）が同一の場合は、都道府県知事・区市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

**Q21.** 私は、特別養護老人ホームで介護福祉士として介護業務に3年間従事したあと、異動により「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号」に規定する生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先は同じですが、実務経験証明書は2枚必要ですか。

**A** 同一施設内で職種変更があった場合は、実務経験証明書の業務内容欄に、職種名・その職種における従事期間・従事日数・職務内容が詳細に記載されていれば、1枚の実務経験証明書で構いません。ただし、同一法人・同一会社内であっても、複数の施設・事業所等を異動している場合は、お手数ですが、それぞれの施設・事業所ごとに実務経験証明書を作成してください。

**Q22.** 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

**A** 再発行の手続きを行ったことがわかる証明書を添付してください。例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類（受理証等）の写しです。なお、試験は『見込み』での受験申込みになりますので、登録証が届きましたら、速やかに、その写しを簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。  
（令和7年度の提出期限は、令和7年10月22日（水）（必着））

**Q23.** 3か所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、従事期間は1ヶ月未満を切り捨ててあるので、通算すると4年11ヶ月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。

**A** それぞれの事業所での従事期間で1ヶ月未満として切り捨てた日数については、合計して30日あれば1ヶ月とみなします。したがって、3か所の従事期間の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。

## （4）実務経験証明書の省略（省略受験）に関すること

**Q24.** 私は昨年度、富山県で受験しましたが、同じ法人内で異動となり、申込現在の勤務地は石川県です。富山県で省略受験はできませんか。

**A** 申込時点での勤務先が石川県の場合、受験地要件を満たさないため、富山県で受験はできません。石川県で受験手続きを行ってください。

**Q25.** 私は昨年度、他県で受験しましたが、現在富山県で勤務しているため、今年度の受験地は富山県となります。昨年度の不合格通知の添付で富山県において省略受験をすることはできますか。

**A** 他県で受験した際の不合格通知では、富山県で省略受験をすることはできません。必ず実務経験証明書を提出してください。

**Q26.** 私は一昨年度、富山県で受験しましたが、不合格通知も受験票も紛失してしまいました。再発行をしてもらって省略受験をすることはできますか。

**A** 省略受験が可能となるのは、昨年度の試験のみです。また、試験結果通知及び受験票の再発行は一切できませんので、再度実務経験証明書を提出してください。

## (5)その他

**Q27.** 受験申込後、婚姻により姓または住所が変更になりました。届出は必要ですか。

- A** 受験票交付前に変更があった場合は、  
介護支援専門員実務研修受講試験担当まで連絡をください（電話：076-432-6560）。  
受験票交付後に変更があった場合は、  
試験会場にて変更内容を届け出てください。届け出方法は、試験当日会場で案内します。

**Q28.** 受験手数料を払込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。受験申込みは、まだしていません。受験手数料は返還してもらえますか。

- A** 受験申込書等の提出がないために受験が認められない場合は、受験手数料を返還します。  
（注：受験手数料 9,500 円から手数料返還にかかる費用を差し引いた額となります。）  
介護支援専門員実務研修受講試験担当まで連絡をください（電話：076-432-6560）。

**Q29.** 受験手数料を勤務している事業所が払うことになりました。この場合、受験手数料払込人は事業所名でもよいのですか。

- A** 審査時に受験者氏名と受験手数料払込者の氏名の確認を行いますので、必ず受験者氏名で払込をしてください。なお、払込の際には、必ず実施要項に添付の専用払込取扱票を使用して手続きしてください。

**Q30.** 試験対策講座は実施されていますか。

- A** 県福祉カレッジは、介護支援専門員実務研修受講試験実施機関なので、試験対策講座は実施していません。